

規制の新設に関する事前評価書

< 温泉法の一部を改正する法律案に基づく規制の新設 >

規制の名称	掘削等の許可への条件の付加及び条件違反の際の許可の取消し規定等の新設	
担当部局	環境省自然環境局自然環境整備担当参事官室	電話番号： 03-5521-8280 e-mail: shizen-seibi@env.go.jp
評価実施日	平成19年3月20日	
政策目的	温泉の掘削、増掘、動力の設置、温泉の利用(以下「温泉の掘削等」という。)の許可に、許可後の事業実施中に温泉の保護や公衆衛生のため事業者が遵守すべき条件を付すことができることとすることにより、よりきめ細やかな許可の運用を行う。	
規制の内容	温泉の掘削等を行う際には都道府県知事の許可を受けなければならないが、新たに、これらの許可の際に、都道府県知事は温泉の保護や公衆衛生のための条件を付すことができる旨を規定する。また、条件への違反があった場合には、都道府県知事は許可の取消し又は措置命令を行うことができることとする。	
	根拠条文等：	温泉法第4条第3項、第9条第1項及び第2項、第15条第4項、第31条第1項及び第2項
規制の必要性	現行法においても、温泉の掘削等の許可の際には、都道府県知事は一般的な行政法の取扱いとして、条件を付すことができる。しかし、条件に違反した者に対し、その許可を取り消すことができる旨等の規定がないため、強制的に条件を遵守させることはできない状況にある。一方で、温泉の全国の自然ゆう出量の総量が減少傾向にあるなど、温泉資源の枯渇が懸念される状況にある。温泉資源の枯渇を防止するためには、温泉の掘削、増掘及び動力の装置の許可の運用に当たり、温泉のゆう出量等に影響を及ぼすことが明らかなものを不許可とするだけでなく、事業の実施状況によっては影響を及ぼす可能性があるものについて、事業の実施内容について条件を付し、これを遵守させることが必要な場合が想定される。	
期待される効果	温泉の掘削等を行う者に対し、許可の際に付した条件を遵守させることができるとなり、事業の実施中の状況に応じた、温泉資源の保護、公衆衛生上の問題の防止等の公益侵害の防止を図ることができることとなる。	
想定される負担	許可に付された条件に違反した者は、許可の取消し又は措置命令を受けることとなる。	
想定できる代替手段との比較考量	条件に違反した場合の許可の取消し及び措置命令を導入しない場合、許可に付された条件を遵守させる手段がなく、温泉資源の保護等の公益侵害の防止を十分に図ることができない可能性がある。また、他法令においても、条件違反の際の許可の取消し及び措置命令を定めている例が多く、本措置が過度な負担であるとは言えない。	
備考	中央環境審議会答申において、掘削等の許可に当たっては、温泉保護のために必要な条件を付け、温泉資源への影響のモニタリング結果や条件の遵守状況等に基づいて、必要に応じ許可の取消しや事業者への指導を行うといった対応が重要であり、そのために必要な法制度の見直し等を行うべきである、とされている。	
レビュー時期	平成24年9月末までに行う。	